

# 2022年入札制度改革に関するアンケート調査に関する 調査結果報告

2025年（令和7年）6月26日  
日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会

## 1 はじめに

当連合会は、2001年、2003年、2007年、2010年及び2015年に、全都道府県及び政令指定都市を対象に、入札制度改革に関するアンケートを実施し、その結果を分析し公表してきました。

そして、2022年9月に、前回のアンケート後の入札制度の実施状況及び入札制度改革の動向を調査するために、2014年度から2021年度までの制限付き一般競争入札の実施状況や落札率、新たな入札改革の内容と成果及び問題点について前回と同内容のアンケート調査を行いました。さらに、10自治体については、回答を踏まえた追加の照会を実施し、回答を得ました。

また、今回の調査では、新たに、入札の際のくじ引きやランダム係数の利用に関する調査も行いました。

本調査結果報告は、当連合会が2022年に実施したアンケート調査を消費者問題対策委員会が集計・分析したものです。

### ・2022年アンケート調査の概要

調査実施期間：2022年9月～2022年10月31日

調査方法：郵送

調査対象：全都道府県（47）及び全政令指定都市（20）

回答件数：全都道府県（47）及び全政令指定都市（20）

（2024年7月～11月に10自治体を対象として追加調査を実施）

## 2 集計表の内容について

### （1）落札率について

落札率は「落札価格÷予定価格」で求められますが、談合が行われれば予定価格に近い価格で落札することが可能になることから、落札率は談合が行われている可能性を判断する指標になります。一般的に、落札率が100%に近いほど談合が行われている可能性が高いと推認されます。審決取消請求事件の裁判例では、落札率の高さを談合の存在を基礎づける事情のひとつと認めたもの

が多数存在します（最高裁平成24年2月20日判決〔多摩談合事件（新井組）事件〕、東京高裁平成20年9月26日判決〔焼却炉談合（JFEエンジニアリング株式会社ほか4名による審決取消請求事件〕など）。住民訴訟の裁判例でも、落札率を談合が行われていることを推認させる一事情として取り上げたものがあります（大阪高裁判決2007年（平成19年）10月30日〔神戸市焼却炉談合事件〕、名古屋地裁判決2009年（平成21年）8月7日〔海部地区焼却炉入札談合事件〕等）。

また、落札率が低い場合、ダンピングが行われている可能性が考えられます。

そこで、落札率の分布・変化を調べることは、談合が行われている可能性、あるいは談合防止策の有効性を判断する上で有用です。また、指名競争入札、一般競争入札、制限付き一般競争入札に分けることにより、各入札方法で談合が行われている可能性、談合防止策としての有効性を検討する材料になります。

## (2) 集計表の各項目の解説

集計表の各項目の内容は次のとおりです。なお、下記のうち「問1」等の番号は別紙「質問事項」に対応しています。

- ・ 集計表「アンケート問1、2の集計と分析」及び「アンケート問2-2(2) 落札率の分布状況 都道府県別」について

### 問1 制限付き一般競争入札について

問1-1：制限付き一般競争入札の実施対象となる予定価格

問1-2：地域制限による制限付き一般競争入札を何区画に分けて実施しているか

制限付き一般競争入札であっても、参加業者数を少なくし過ぎたり、区画を細かく分け過ぎたりすると、結局、談合に結びつきやすくなる可能性が生じます。そこで、制限付き一般競争入札の具体的な実施状況や制限方法をまとめ、同指針の運用状況を調べるための材料としています。

### 問2 落札率について

問2-1：平均落札率 (%)

2014年度から2021年度まで、年度毎に指名競争入札と一般競争入札の別を問わずに、平均落札率を算出したものです。

問2-2 (1)：平均落札率 (%)

2014年度から2021年度まで、年度毎に指名競争

入札と一般競争入札それぞれについて分けて、平均落札率を算出したものです。

#### 問2－2 (2)：落札率の分布状況

2014年度から2021年度まで、年度毎に指名競争入札と一般競争入札それぞれについて分けて、落札率の分布状況を都道府県別にグラフにしています。

- \* 集計表「アンケート問1、2の集計と分析」の分析部分「項目A～D」について

項目A：2021年度の全入札数に占める一般競争入札の割合

2021年度の全入札数に占める一般競争入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目B：指名競争入札・一般競争入札別を分けない場合の90%以上落札率割合

2014年度から2021年度までの指名競争入札と一般競争入札の別を問わない平均落札率について、落札率（落札価格÷予定価格）が90%以上となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目C：2021年度の指名競争入札・一般競争入札別の90%以上落札率割合

2021年度の指名競争入札・一般競争入札別の平均落札率について、落札率（落札価格÷予定価格）が90%以上となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

項目D：2021年度の75%以下落札率割合

2021年度までの指名競争入札と一般競争入札の別を問わない平均落札率について、落札率（落札価格÷予定価格）が75%以下となる入札の割合を、アンケート回答に基づき当連合会が算出したものです。

- 集計表「アンケート問3 都道府県入札制度改革」について

#### 問3 入札改革について

問3－1：入札改革を行ったか

問3－2：入札改革の具体例

問3－3：入札改革の実効性

問3－5 関連：ランダム係数の採用の有無

- ・ 集計表「アンケート問4 不調・不落」について  
問4 不調・不落について  
　問4-1：不調・不落の割合  
　問4-2：不調・不落への対応
- ・ 集計表「アンケート問5 入札記録の閲覧等」について  
問5 入札記録の閲覧等について  
　問5-1 閲覧・謄写手続  
　問5-2 入札記録の文書保存期間  
　問5-3 入札記録の保存期間の見直しの検討を行ったことがあるか、現在  
　行っている場合はその方向性
- ・ 集計表「アンケート問6 入札監視委員会」について  
問6 入札監視委員会について  
　問6-2 委員の人選  
　問6-3 入札調査の方法  
　問6-4 制度上の課題

### 3 今回の調査結果について

#### (1) 制限付き一般競争入札について

##### ① 予定価格が何円以上のときに実施するかについて

1000万円とする自治体（10都道府県、8政令指定都市）、250万円とする自治体（7都道府県・5政令指定都市）が比較的多かったものの、前回調査より金額にばらつきがあり、各自治体が自治体の規模や実情に応じた対応を試みているものとみられます。

原則として一般競争入札を採用しているとする自治体も前回調査より増えています（7都道府県・2政令指定都市）。

##### ② 自治体内を何区画（ブロック）に分けるかについて

地域制限による制限付き一般競争入札で、自治体内を何区画（ブロック）に分けて実施したかについては、ブロック分けをしていないとする自治体もある（6政令指定都市）一方で、10以上の多数の区画に分ける場合が

あるとする自治体もあります（14都道府県・1政令指定都市）。区画数が多い事情としては、自治体内の特別行政区の数に対応している等の回答がありました。

区画数が多く、かつ区画ごとに入札を実施している場合には、競争性を過度に低下させることにならないかについて、より慎重な考慮が必要になるものと思われます。

## (2) 落札率について

公共工事入札の平均落札率をみると、指名競争入札だけでなく一般競争入札についても90%超の自治体が多数を占めました。

落札率の分布状況をみると、落札率が95%以上に偏る自治体があります。前回調査時は落札率が85%未満に偏る自治体が関西地方を中心にみられましたが、今回の調査では、このような地域ごとの格差はさほどみられず、むしろ全体的に前回調査時よりも落札率が高くなっている傾向が顕著にみられました。

## (3) 入札改革について

### ① 入札改革を行ったかについて

2013年度（平成25年度）以降、新たな入札改革を行ったかとの質問については、39都道府県、19政令指定都市が行ったと回答しました。

改革の具体的な内容については、入札参加資格の見直し、低入札価格調査制度の導入、契約情報の配信、総合評価方式の評価方法の見直しとの回答が比較的多く見られました。

### ② 入札資格の見直しについて

入札の参加資格を見直した自治体の見直しの内容については、地域割りを見直した、施工実績要件として県外実績も含めた、JVの受注基準を見直した、社会保険加入を入札の参加要件にしたとの回答が比較的多く見られました。

### ③ 契約情報のインターネット配信について

未回答の自治体を除いて、34都道府県、17政令指定都市が、契約情報をインターネット配信しています。

### ④ 低入札価格対応について

回答があった自治体の全てが低入札価格調査制度を採用していました。低入札価格調査制度と最低制限価格制度の運用を併用している自治体は19都道府県、12政令指定都市でした。

低入札価格調査制度には、ダンピング受注排除のための方策として一定の合理性がありますが、入札参加業者にとっては調査対象とされると負担が増すことから、より低い価格での入札を妨げて落札価格を高止まりさせる弊害が生じないか懸念されます。そのため、同制度の運用に当たっては、透明性、公正性を十分に担保して調査基準価格や失格基準を適切に設定すると共に、対象業者に過度な負担を課す調査にならないような工夫が求められます。

なお、当然ながら、低入札価格調査の対象となる価格で入札したことのみをもって、当該入札業者による工事の品質が低いと断じることはできません。そのような入札は当該入札業者の正当な努力の結果であって工事の品質に問題がない例も報告されています。この点は十分に留意される必要があります。

⑤ 発注者の技術力・体制の充実について

何らかの研修の実施という回答が多数を占めました。

⑥ 公契約条例について

未回答の自治体を除いて、9都道府県、3政令指定都市が、公契約条例を制定しています。

実施している自治体は実施のメリットとして公契約の適正な履行の確保等に資する等の回答がありました。一方で、実施していない自治体は、労働条件は国の施策であることを理由に挙げる自治体が複数ありました。

⑦ 予定価格の事前公表について

未回答の自治体を除いて、24都道府県、10政令指定都市が、予定価格の事前公表を行っています。実施している自治体は、不正に予定価格を探る行為などから職員を守り官製談合防止に有効である等のメリットを回答するところが多く、一方で、実施していない自治体は、入札が予定価格に張り付くリスクがある等の回答が比較的多く見られました。

予定価格の事前公表には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」とします。）でも、競争が制限され落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なわせる、入札談合を容易にさせる、といった弊害が指摘されています。不正行為から職員を守るにも、例えば入札を担当する職員の秘匿性を高める等、予定価格の事前公表以外の方策も考えられます。そのような方策について十分に検討した上で、やむを得ず予定価格の事前公表を実施するという場合であつ

ても、これらの弊害が生じないよう、慎重な取り扱いがなされるべきです。

⑧ 最低制限価格の事前公表について

未回答の自治体を除いて、2都道府県、1政令指定都市のみが、最低制限価格の事前公表を行っています。これを実施していない自治体は、その理由としてダンピングを誘発するリスクがあることを挙げるところが比較的多くみられました。

最低制限価格の事前公表には、適正化指針でも、当該価格近傍へ入札が誘導され、くじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札した業者が受注する事態が生じるなどして、業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうると指摘されており、このような弊害を上回る実施の意義があるのか、疑問があります。やむを得ず最低制限価格の事前公表を実施するという場合であっても、これらの弊害が生じないよう、慎重な取り扱いがなされるべきです。

⑨ 談合防止のためにどのような改革が有効かについて

談合防止のためにどのような改革に実効性があると考えるかとの質問に対しては、入札参加者が対面する機会を減らすための電子入札の実施、一般競争入札の適用範囲の拡大、予定価格等の事前公表、総合評価方式の導入・拡大、職員等のコンプライアンス意識の強化等との回答が比較的多くみられました。

もっとも、予定価格等の事前公表は、上記のとおり競争を阻害させる弊害が大きいため、慎重な取り扱いがなされるべきです。

⑩ ランダム係数について

未回答の自治体を除いて、10都道府県、7政令指定都市が、ランダム係数を調査時点で採用しています。なお、1県は調査期間中の一時期採用していたが、現在は行っていないと回答しています。

ランダム係数のメリットとして、予定価格等の漏洩による談合を防止するのに有効である、職員に予定価格の漏洩要求等の不当要求対策として有効である、適切な積算を行わなかった業者が入札するリスクを防げる、くじ引き防止に有効である等の回答がありました。

デメリットとして、適切な入札価格を算定した者が落札できなくなり公平性を欠く、事業者の積算能力が向上せず事業者育成の妨げになる、予定価格を事前に公表すれば導入の必要性は乏しい等の回答がありました。

メリットとされる職員に対する不当要求や官製談合の防止には、例えば

入札を担当する職員の秘匿性を高める等の別の方策も考えられます。

#### ⑪ くじ引きについて

未回答の自治体を除く全ての自治体で、くじ引きが行われていました。

くじ引きが発生する原因として、入札参加者の積算能力が向上したこと、積算の透明性を図るために積算基準等の公開範囲を拡大したことから同じような積算をする業者が多くなったこと、予定価格を事前公表しているため入札が予定価格付近に張り付くこと等が原因である等の回答がありました。

くじ引きが一定数発生することはやむを得ませんが、その割合が大きくなっているのであれば、公正な競争の結果によるものなのか懸念されます。特に、最低制限価格の事前公表が実施されている自治体では、入札価格が当該価格近傍へと誘導される傾向があるため、競争が阻害される結果となっていないか、慎重な検討が必要と考えられます。

#### ⑫ 総合評価方式について

全ての都道府県、政令指定都市が総合評価方式の入札を行っていました。評価要素として地元業者の育成や、女性や若手の雇用等を重視している等の回答が比較的多くみられました。

総合評価方式のメリットとして、工事品質の確保・技術力の向上に資する等の回答が比較的多くみられました。一方、デメリットとして、発注者・受注者いずれからみても提出書類が多くなり、書類の作成や検査等の事務手続が煩雑で負担が大きい、発注まで時間がかかるといった指摘が比較的多くみられました。

#### (4) 不落・不調について

不調（入札時に応札者がない場合）率をみると、前回の調査時において東日本被大震災の被災地域の不調率が高かったことと同様に、今回も大規模災害があった地域の不調率が高い傾向があります。一方で、不調率が 1 %を下回るなど極端に低い自治体もありました。

不調・不落となった場合の対応については、大規模災害があった自治体については、ゼロ国債や繰越明許費の活用といった具体的な政策を活用する回答がありました。一方で、それ以外の自治体では、工期や発注内容、入札参加資格等を見直し再入札する、条件付随意契約を活用するといった回答が大半を占めました。

#### (5) 入札記録の保存期間・閲覧等について

入札記録の保存期間については、5年とする自治体が多数を占めましたが、1年や2年とする自治体も一部にありました。入札記録の保存期間の見直しについては、全ての自治体が検討していないと回答しました。

入札についての事後的な検証を可能とすることで透明性を確保するという入札記録の保存の趣旨を踏まえると、5年未満と回答した自治体には、見直しの余地があるのではないかと考えられます。

入札記録については全ての自治体がインターネットでの閲覧が可能としていました。

- (6) 入札監視委員会（名称が異なる場合はこれに相当する組織）について  
入札監視委員会の有無について質問したところ、全ての自治体から入札監視委員会に相当する組織があるとの回答がありました。

委員の人選については、学識経験者等を人選しているとの回答が多く、具体的には大学教授、弁護士、公認会計士、税理士、建築士等が専任されている例が多数でした。

入札調査の実施方法については、年に2～4回程度実施して、一定の条件で抽出された案件について調査・審議するという方法を探っているとの回答が比較的多く見られました。なお、入札開始前の案件も一部調査対象とする自治体があり、その成果が注目されます。

- (7) 業務委託の入札について

業務委託に係る入札を専門的に担当している部署はないとの回答が大半でした。部署の回答があった自治体についても、出納担当部署、会計管理担当部署、管財担当部署等の総務的な部署が担当していると回答が多数を占めました。

#### 4 最後に

当連合会は、本アンケート結果も踏まえ、談合防止の観点からどのような入札システムが望ましいのか、更に検討を重ねていく予定です。

以上